

(参考)

第3回 戸別所得補償制度推進本部

資料

平成21年11月27日

農林水産省

現場段階における制度運営実務の検討方向について(2)

以下の内容については、戸別所得補償制度に関するモデル対策の検討方向を整理したものである。今後、広く情報提供を行い、意見を伺いつつ、関係方面との調整を行いながら、更に検討を深めていくこととする。

1 調整水田等の不作付地の扱いについて

(1) 水田利活用自給力向上事業

本事業は、水田の有効活用による食料自給率向上を目的とするものであることから、調整水田等の不作付地については助成対象外としてはどうか。

(参考)

調整水田等とは、調整水田（水を張った状態で管理）自己保全管理（常に耕作が可能な状態で管理）土地改良通年施行（土地改良事業により作物作付が不可能な状態）等をいう。

現行制度の産地確立交付金等においては、21年度予算から食料自給率向上に力点を置いた対策として見直し、調整水田等の不作付地については、原則として助成対象外としている。

ただし、需給調整の実効確保の観点から、当分の間、調整水田等の不作付地への助成が必要な地域においては、地域の実情に応じて、助成対象とすることを認めている。

本事業は、従来の需給調整を達成するための助成措置とは異なり自給率の向上のために直接的な支援を行うための助成措置であることから、調整水田等の不作付地に対して助成を行うことは適当ではないものと考えられる。

(2) 米戸別所得補償モデル事業

米戸別所得補償モデル事業については、主食用米の需給調整を通じて食料自給率の向上に寄与するものであることから、本事業の実施により調整水田等の不作付が増加することは適当ではないと考えられる。

このような事業の趣旨からすれば、調整水田等の不作付による生産数量目標の達成を認められないと考えられるがどうか。

(注) 自分の意思によらない不作付である土地改良通年施行の場合は、例外とする方向。

2 集団的な取組(集落営農)を阻害しないための工夫について

集落営農については、集落等地域内の農家が取り決めた規約の下で営農活動を行っていることから、その構成農家が集落営農から脱退する場合には、規約に基づいて、集落営農内で何らかの手続を得るのが通例である。

他方、集落営農の構成農家が交付金を自ら受けようとする場合には、集落営農と構成農家に二重交付がなされないよう防止措置を講じる必要がある。

このようなことから、集落営農の構成農家が単独で交付金を受けようとする場合には、集落営農から脱退することについて同意が得られていることを確認できる書類（総会の議事録、代表者の同意書等）を国（農政事務所等）に提出することとしてはどうか。

3 水田利活用自給力向上事業における麦・大豆から転換する米粉用米・飼料用米の扱いについて

自給率の向上のため、麦・大豆の生産を拡大していくことが必要であるが、水田経営所得安定対策の固定払の支払いを受けている農家が、麦・大豆の生産を転換し米粉用米・飼料用米の生産を行えば、固定払に加えて水田利活用自給力向上事業の8万円/10aの交付金を受けることになる。

これを認めるとすれば、麦・大豆の生産拡大という本事業の趣旨に反するばかりか、農家の努力ではどうしてもカバーできない麦・大豆の販売価格と生産コストの差を補うという水田経営所得安定対策の当初のねらいとも合致しないこととなる。

このため、水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農家が、前年に比べて麦・大豆を減少させて米粉用米・飼料用米へ転換した場合は、当該転換部分については水田利活用自給力向上事業の米粉用・飼料用米に対する助成を行わないこととしてはどうか。

(参考) 固定払の全国平均単価は、小麦2.7万円／10a、大豆2万円／10aである。

麦・大豆からの作付転換の判定は、水田台帳等により水田の利用状況を確認することで行う。

4 水田利活用自給力向上事業の対象作物の捨てづくりを防止するための工夫（要件）について

麦・大豆等の自給率の向上を実現するためには、戦略作物を生産するだけではなく、メーカー等の実需者等を通じて国民に供給されることが必要である。

このため、作付された農産物の需要に応じた生産を促進することとし、制度の簡素化にも留意の上、一定の要件を設定する。

具体的には、作物ごとに次の方向としてはどうか。

【麦、米粉用米・飼料用米】

- ・ 実需者と出荷契約を取り交わし保存する（実需者と出荷契約を取り交わした集荷業者との出荷契約を含む）
- ・ 収穫を行う（作業日誌等で確認）

【大豆、加工用米】

- ・ 実需者と出荷契約を取り交わし保存する（実需者と出荷契約を取り交わした集荷業者との出荷契約、実需者団体と集荷業者団体との供給計画に基づく計画的出荷を含む）
- ・ 収穫を行う（作業日誌等で確認）

【飼料作物、WCS用稻】

- ・ 畜産農家と利用供給協定を取り交わし保存する
- ・ 収穫を行う（作業日誌等で確認）

【そば、なたね】

- ・ 収穫を行う（作業日誌等で確認）（そば、なたねについても、出荷契約を要件化できるよう、23年度の本格実施に向けて生産現場の体制整備を進めることとしてはどうか。）

【その他作物】

- ・ 収穫を行う（作業日誌等で確認）

戸別所得補償制度に関する意見募集の結果（概要）について

平成21年11月

10月23日から11月10日までの間、農林水産省ホームページ等を通じて、戸別所得補償制度に関する意見募集を行ったところ、合計1,003件の意見が提出された。主な意見は以下のとおり。

1 戸別所得補償制度全般について

日本の農業の将来を見据えた制度にしてほしい。（農業者、関係団体、行政関係、その他）

本制度とは別に、担い手や集落営農組織に対する支援が必要である。
(農業者、関係団体、行政関係)

戸別所得補償制度が導入されることで、集落営農や農地集積の取組が阻害されることが懸念される。（農業者、関係団体、行政関係）

来春の作付けに支障がないよう、事業の詳細を早く明らかにしてほしい。（農業者、関係団体）

制度の本格実施に当たっては、導入に十分な周知期間を確保する必要がある。（農業者、関係団体、行政関係）

2 米戸別所得補償モデル事業について

（1）交付額

所得補償が生産調整のメリット措置であるならば、十分なメリットを享受できる制度設計が必要である。（農業者、関係団体）

「標準的な生産に要する費用」、「標準的な販売価格」の定義を早急に示してほしい。（農業者、関係団体、行政関係）

経営規模や耕作条件により生産コストが異なるので、経営規模や地域性といった条件に応じて交付単価を設定すべきではないか。（農業者、関係団体、行政関係）

なぜ、補償米価水準が家族労働費の8割なのか。10割にしてもらいたい。(農業者、関係団体)

(2) 交付対象

「販売農家」の定義を早急に示してほしい。(農業者、関係団体、行政関係)

全ての販売農家とするのはバラマキではないか。(農業者、その他)

認定農業者や担い手など基幹的な農業経営者に対象を限定すべきではないか。(農業者)

(3) その他

「規模加算」、「品質加算」、「環境加算」などの加算措置を検討してほしい。(農業者、関係団体、行政関係)

生産数量目標の配分方法、時期、確認方法などがどうなるのか早期に示してほしい。(農業者、関係団体、行政関係)

所得補償されることで米の販売価格が下がることがないよう、下支えが必要ではないか。(農業者、関係団体)

3 水田自給力向上対策事業について

(1) 助成単価

複雑な助成金体系が一本化・簡素化され、分かりやすい仕組みになったことは大変評価できる。(関係団体、行政関係)

麦・大豆等の助成単価が現在に比べて低くなる。現在の助成水準を下回らないようにして欲しい。(農業者、関係団体、行政関係)

野菜や雑穀等の地域特産作物の振興が継続できるよう、「その他作物」の助成単価を引き上げてほしい。(関係団体、行政関係)

転作作物の団地化や生産組織への作業集積、収量・品質等への加算措置を検討してほしい。(農業者、関係団体、行政関係)

産地確立交付金のように地域が単価を設定する仕組みとするか、地域の裁量で助成できる部分を充実させてほしい。（関係団体、行政関係）

（2）助成対象

これまで生産調整に協力してきた者からすると、生産調整に参加しない者も交付対象とするのは不公平。助成対象者を生産調整達成者に限定すべきではないか。（農業者、関係団体、行政関係）

（3）その他

新規需要米について、実需者とのマッチングに対する支援や需要拡大対策をお願いしたい。（農業者、関係団体、行政関係）

個々の農業者による新規需要米生産を誘発し、麦・大豆のブロックローテーションや農地集積等の地域まとまった取組に支障を来さないか心配である。（農業者、関係団体、行政関係）

作付面積に応じた助成は分かりやすい仕組みだが、生産性向上に取り組んだ者が報われるよう、生産数量に対して助成すべきではないか。（農業者、関係団体、行政関係）

4 事務手続について

交付申請書や確認資料等は簡単なものにしてほしい。（農業者、行政関係）

地方公共団体、農業団体、地域水田協議会の役割を早期に示してほしい。（関係団体、行政関係）

要件確認等の事業主体はどこが担うことになるのか。第三者機関で運営するいわゆる協議会方式は存続されるのか。（農業者、関係団体）